

小松加賀環境衛生事務組合し尿処理場に関する条例施行規則

昭和 53 年 12 月 1 日
規 則 第 4 号

改正 平成 5 年 3 月 31 日規則第 1 号
改正 平成 12 年 3 月 31 日規則第 2 号
改正 平成 13 年 3 月 31 日規則第 1 号
改正 平成 15 年 4 月 1 日規則第 1 号
改正 平成 17 年 12 月 1 日規則第 1 号
改正 平成 26 年 3 月 13 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合し尿処理場に関する条例（昭和 53 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(業務休止日)

第 2 条 小松加賀環境衛生事務組合衛生センター（以下「衛生センター」という。）の業務休止日は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 管理者は前項の規定にかかわらず、衛生センターの維持管理等のため必要と認めるときは、業務休止日を変更し、又は臨時に休止することができる。

3 前項の規定により、業務休止日を変更し、又は臨時に休止するときは、その旨を掲示その他の方法により、周知するものとする。

(投入時間)

第 3 条 衛生センターへの投入時間は、午前 8 時 30 分より午後 4 時 30 分までとする。

ただし、管理者において必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(使用者の資格)

第 4 条 衛生センターの施設を使用することができる者は、小松市又は加賀市において、一般廃棄物の取扱いを業とすることの許可を受けた者に限る。

(使用許可の手続)

第 5 条 衛生センターの施設の使用許可を受けようとする者は、使用開始前 1 月までに許可申請書（様式第 1 号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請について許可したときは、許可書を交付する。

(損害の届出)

第6条 使用者は、施設、建物又は付属設備及び器具等を破損又は滅失したときは、直ちにその理由を付して管理者に届け出なければならない。

(準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、衛生センターの処務規則については、小松市環境美化センター処務規則（昭和58年規則第33号）を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年12月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、小松市衛生センター条例施行規則（昭和37年規則第27号）及び加賀市衛生センター条例施行規則（昭和39年規則第26号）に基づく使用許可がなされたものにあつては、第4条による手続があつたものとみなす。

附 則（平成5年規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

衛生センター施設使用許可申請書兼許可書

衛生センター施設使用許可申請書

使用施設の種類	し尿処理施設
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
投入計画量	1日 回 キロリットル
備考	

小松加賀環境衛生事務組合し尿処理場に関する条例第3条の規定に基づき、上記のとおり衛生センター施設の使用を許可されるよう申請します。

年 月 日

小松加賀環境衛生事務組合
管理者 殿

住所
申請者
氏名

-----キリトリ線-----

衛生センター施設使用許可書

申請のあった衛生センター施設の使用について、次のとおり許可する。

計画投入量	1日 回 キロリットル
条件	

年 月 日

小松加賀環境衛生事務組合
管理者 印

殿